

後期高齢者医療制度

8月以降は国の方針に基づき、年齢やマイナ保険証の登録状況や利用状況により、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれか一方を交付します。

85歳以上の人（8月1日時点）

マイナ保険証の登録・利用状況にかかわらず、資格確認書を交付します。

84歳以下の人（8月1日時点）

マイナ保険証をお持ちで、一定回数以上利用している人（※）へ「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証をお持ちでない人やマイナ保険証の利用が少ない人へは「資格確認書」を交付します。

（※）新潟県後期高齢者医療広域連合が把握可能な期間において、直近1年間で6回以上使用し、かつ概ね直近3カ月以内における利用実績のある人が該当します

	84歳以下	85歳以上
マイナ保険証を直近1年間で6回以上使用し、かつ概ね直近3カ月以内における利用実績あり ※把握可能な期間での実績	資格情報のお知らせ	資格確認書
上記以外	資格確認書	

「資格確認書（ベージュ色）」「資格情報のお知らせ」は、7月中旬に発送します。「資格確認書（ベージュ色）」は、8月1日(土)から使うことができます。「資格情報のお知らせ」が交付された人は引き続きマイナ保険証を利用してください。



▲後期高齢者医療資格情報のお知らせ



▲後期高齢者医療資格確認書（ベージュ色）



● 国民健康保険税などの通知を発送します

国税務課市民税室（☎75-8949）
または税務課収納対策室（☎53-3361）

7月中旬に、令和8年度国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の決定通知を送付します。詳細は市ホームページをご覧ください。納税に関する相談を随時受け付けます。
また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料とあわせて「子ども・子育て支援金」を令和8年4月分からご負担いただきます。詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。



国民健康保険・後期高齢者医療制度の資格確認書などが更新されます

国民健康保険課国保室（☎75-8931）

令和6年12月からマイナ保険証（※）を基本とする仕組みに移行となり、加入している健康保険やマイナ保険証の保有・利用状況により「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行します。
（※）マイナ保険証…健康保険証として使えるように登録しているマイナンバーカード

「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の送付先を住所とは別の場所に変更する場合や窓口での受け取りを希望する場合

「本人確認書類（マイナンバーカードなど）を持参の上、7月8日(水)までに保健医療課または各支所地域振興課地域福祉室で手続きをしてください。

国民健康保険

（注意事項）

- ・世帯主宛てに送付します。
世帯の皆さまの資格確認書などは一つの封筒に同封し、世帯主宛てに送付します。
- ・証の更新がない人には送付しません
70歳未満の人の「資格情報のお知らせ」には原則、有効期限がありません。
すでに「資格情報のお知らせ」をお持ちの70歳未満の人には新たに「資格情報のお知らせ」を送付しませんので、注意してください。

マイナ保険証をお持ちの人へ

→7月中旬に「資格情報のお知らせ」を郵送します。
「資格情報のお知らせ」は、医療機関でマイナ保険証を読み取れないときなどに必要になります。なお、医療機関の受診には「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診できませんので、必ず「マイナ保険証」を持参してください。

マイナ保険証をお持ちでない人へ

→7月中旬に「資格確認書（空色）」を世帯主宛てに郵送します。
8月1日(土)から使用でき、資格確認書は従来の保険証と同じように使うことができます。

▼郵送するもの

	70歳未満	70歳以上
マイナ保険証あり	何も届きません	資格情報のお知らせ
マイナ保険証なし	資格確認書	資格確認書



▲資格情報のお知らせ



▲資格確認書（色：空色）

マイナ保険証にはこんなメリットがあります

- 過去の薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます
- 突然の手術・入院でも高額な支払いが不要になります
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用できます

利用登録は簡単です

マイナ保険証の利用登録をしていない場合でも、医療機関や薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録ができます。
※マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です